第明三種郵便物認可
治二十五年三月三十一日

平成２９年（フ）第６９４号
埼玉県和光市下新倉４丁目12番35号、破産申立時の住所埼玉県朝霞市宮戸２丁目10番13―106号
破産者　佐藤　　晋
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５２６号
埼玉県新座市北野２丁目10番11号　エステイハイツＢ205号室、旧住所埼玉県新座市東２丁目６番17号　ＥＡＳＴ　１　101号室
破産者　麻原　正人
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５５８号
埼玉県加須市三俣１丁目19番地５　ジュネスピア105
破産者　畠山　　恵
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８８９号
大阪市西区九条１－３－19　グランパシフィック九条403号、住民票上の住所奈良市学園朝日元町２丁目529番地の３　エクセルハイツ学園朝日元町Ａ―102号
破産者　北川　　貢
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５９２号
大阪府東大阪市吉田７丁目５番23号グリーンハイツ寺尾102号、前住所大阪府東大阪市吉田６丁目２番55号サンハイツユカミ403
破産者　北川信一郎
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６３６号
大阪市城東区古市３丁目９番２―605号、開始決定時大阪府大東市朋来２丁目５番７号３
破産者　河島　宏昌
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８１９号
大阪府東大阪市稲葉１丁目５番11―629号
破産者　ゴードンことエレガントハウスことＢｅｅｒ＆Ｃａｆｅ７こと　石本　圭将
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３４３号
広島市中区銀山町７－６　セントヒルズ銀山町502、申立時及び住民票上の住所大阪府吹田市山田南43番16―102号
破産者　荻山　篤志
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８３１号
大阪市東成区中道１丁目３番45号　ハイツコスモ21　305号
破産者　菊澤　貴史
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１１６号
大阪府東大阪市大蓮南４丁目18番５号
破産者　今崎　秀藏
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１６３号
大阪市北区本庄東２丁目２番27号　大阪天神橋ハイム　501号室
破産者　西川　智子（旧姓岸田）
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１９２号
大阪府八尾市宮町３丁目４番53―308号
破産者　濵崎　重吉
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２３３号
大阪市東住吉区東田辺１丁目１―10正光マンション502号室、開始決定時大阪市東住吉区西今川３丁目７番20号　コーポ正和　201号
破産者　親健鍼灸整骨院こと渡辺鍼灸整骨院こと　渡邉　文信
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３３１号
大阪府東大阪市中新開２丁目３番29―901号
破産者　田中　英信
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０７０号
大阪府高石市千代田１丁目27番22号
破産者　井川　美子
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０９４号
堺市堺区南島町２丁103番地１　ヴィレッタ南島町201号
破産者　野本　幸大
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８２９号
広島市安佐南区山本４丁目９番１号
破産者　中濱　英紀
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部